

## 石狩市特別簡易型総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石狩市が発注する建設工事に係る制限付一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する入札方式（以下「総合評価落札方式」という。）を試行するため、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、技術的な工夫の余地が小さい工事において、入札参加者の施工能力、社会的貢献度等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

(対象工事としての決定等)

第3条 対象工事として実施することの適否及びその対象工事に係る総合評価落札方式による入札における申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の決定は、石狩市競争入札参加者指名委員会（石狩市競争入札参加者指名委員会規程（昭和59年石狩市訓令第9号）第3条に定めるものをいう。）の審議を経た後、あらかじめ、政令第167条の10の2第4項の規定により学識経験者の意見を聴き、石狩市競争入札参加者指名委員会の審議を経て行うものとする。

(公告)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、石狩市制限付一般競争入札実施要綱に定める公告事項のほか、次の事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の採用に関すること。
- (2) 施工能力等を判定するための書類（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数（以下「技術評価点」という。）についての疑義照会に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

(入札の参加申請)

第5条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる入札参加の申請書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格を確認するために公告において提出を求めるもの
- (3) 技術資料

(技術資料の評価)

第6条 技術評価点の決定は、石狩市競争入札参加者指名委員会の審議を経て行うものとする。

2 提出のあった技術資料について、申請者に対して説明を求めることができるものとする。

(落札者の決定)

第7条 落札者の決定は、別記1「落札者決定基準」によるものとする。

2 前項の規定により落札者を決定する場合において、政令第167条の10の2第5項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 落札者の決定を行った場合は、当該落札者にその決定について通知するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第8条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領による措置等の必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第9条 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

## 別記1 落札者決定基準

### 1 落札者の決定方法

総合評価落札方式による入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

### 2 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

総合評価点 = (標準点 + 技術評価点) / 入札価格 × 1,000,000 (小数点第5位以下切捨て)

(2) 標準点は、100点とする。

(3) 技術評価点は、別記2「特別簡易型総合評価落札方式評価基準」に示す各評価項目の評価点を合計して算出する。

(4) 入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(5) 共同企業体での申請における各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出した後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第5位以下切捨て)とする。

(6) 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。ただし、この場合については、各候補者のうち評価の合計が最も低い者で評価する。

別記2 特別簡易型総合評価落札方式評価基準

評価項目		評価区分	評価点
企業の施工能力	(1) 過去10年間の同種工事の施工実績の有無	石狩市発注の同種工事の施工実績がある	3.0
		石狩市以外の公共団体において施工された同種工事の施工実績がある	2.0
		公共団体以外において施工された同種工事の施工実績がある	1.0
		なし	0.0
労働	(1) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく届出の有無	あり	1.0
		なし	0.0
福祉	(2) 従業員の建設業退職金共済組合及び中小企業退職金共済事業団への加入の有無	① 2つ以上	1.0
		② 1つ以上	0.5
		③ なし	0.0
配置予定技術者の能力	(1) 過去10年間の主任（監理）技術者の従事経験	同種工事に主任（監理）技術者として中心的立場で従事（施工経験がJV工事の場合で、JV構成員の代表者の主任（監理）技術者であること。）した経験がある	2.0
		同種工事に主任技術者として補助的立場で従事（施工経験がJV工事の場合で、JV代表者以外の構成員の主任技術者であること。）した経験がある	1.0
		なし	0.0
	(2) 保有する資格	一級	2.0
		二級	1.0
		その他	0.0
地域貢献度	(1) 石狩市内における本支店、営業所の有無	石狩市内に本店を有する	2.0
		石狩市内に支店又は営業所等を有する	1.0
		石狩市に拠点なし	0.0
	(2) 本市との災害時の協力に関する協定締結を行っている団体加入の有無	① あり	1.0
		② なし	0.0
	(3) 石狩市内でのボランティア活動の有無	① 2回以上活動している	2.0
② 1回以上活動している		1.0	
③ 活動していない		0.0	

※技術評価項目については、工事内容により「評価項目」及び「評価点」を変更する場合があります。